

平成 25 年 10 月

関西広域連合議会総務常任委員会会議録

平成 25 年 10 月関西広域連合議会総務常任委員会会議録 目次

平成 25 年 10 月 12 日

1	議 事 日 程	1
2	出 席 委 員	1
3	欠 席 委 員	1
4	事務局出席職員職氏名	1
5	説明のため出席した者の職氏名	2
6	会 議 概 要	2

○議 事 日 程

開会日時 平成 25 年 10 月 12 日
開催場所 京都市会 第一、第二会議室
開会時間 午前 10 時 00 分開会
閉会時間 午前 11 時 41 分閉会

議 第

- 1 諸般の報告
 - 第 1 連合議会議員異動報告
 - 第 2 連合議会議員常任委員会指名報告
- 2 報告事項
 - 第 1 第 37 回関西広域連合委員会等について
- 3 調査事件
 - 第 1 次期広域計画原案について
 - 第 2 次期広域計画と規約改正方針について

○出 席 委 員 (32 名)

1 番 宇 野 太佳司	19 番 多 田 純 一
2 番 今 江 政 彦	20 番 岸 本 健
3 番 家 森 茂 樹	21 番 山 下 直 也
4 番 吉 田 清 一	22 番 中 村 裕 一
5 番 中 川 貴 由	23 番 稲 田 寿 久
6 番 村 井 弘	24 番 藤 井 省 三
7 番 上 村 崇	25 番 重 清 佳 之
8 番 渡 辺 邦 子	26 番 北 島 勝 也
9 番 上 島 一 彦	27 番 竹 内 資 浩
11 番 富 田 健 治	28 番 曾 我 修
12 番 横 倉 廉 幸	29 番 井 上 与 一 郎
13 番 吉 田 利 幸	30 番 角 谷 庄 一
15 番 山 本 敏 信	32 番 多 賀 谷 俊 史
16 番 釜 谷 研 造	33 番 吉 川 敏 文
17 番 日 村 豊 彦	35 番 前 島 浩 一
18 番 山 口 信 行	36 番 安 井 俊 彦

○欠 席 委 員 (4 名)

10 番 三 宅 史 明	31 番 高 山 仁
14 番 岸 口 実	34 番 西 村 昭 三

○事務局出席職員職氏名

議会事務局長 佐 藤 博 之
議会事務局調査課長 樋 本 伸 夫

○説明のため出席した者の職氏名

広域連合長	井 戸 敏 三
本部事務局長	中 塚 則 男
本部事務局次長	古 川 美 信
本部事務局次長兼総務課長	村 上 元 伸
本部事務局企画課長	亀 澤 博 文
本部事務局計画課長	立 石 和 史
本部事務局国出先機関担当課長	中 谷 文 彦
本部事務局参事（官民連携担当）	森 健 夫
広域防災局長	杉 本 明 文
広域観光・文化振興局長	松 村 明 子
広域産業振興局長	檜 岡 宗 吉
広域産業振興局農林水産部次長	鎌 塚 拓 夫
広域医療局次長	石 本 寛 子
広域環境保全局長	森 野 才 治
広域職員研修局長	市 川 靖 之
広域インフラ検討会企画部会長	野 田 寛 芳
エネルギー検討会参与	白 谷 章
関西イノベーション国際戦略総合特区推進室課長	落 合 義 幸
本部事務局課長（滋賀県担当）	富 永 重 紀
本部事務局課長（京都府担当）	古 澤 明
本部事務局課長（大阪府担当）	小 高 將 根
本部事務局課長（兵庫県担当）	田 中 孝 幸
本部事務局課長（和歌山県担当）	田 嶋 久 嗣
本部事務局課長（鳥取県担当）	西 尾 浩 一
本部事務局課長（徳島県担当）	三 好 誠 治
本部事務局課長（京都市担当）	阿 部 吉 宏
本部事務局課長（大阪市担当）	間 嶋 淳
本部事務局課長（堺市担当）	垂 井 究
本部事務局課長（神戸市担当）	藤 原 啓

午前10時00分開会

○委員長（吉田清一） 皆さんおはようございます。

それでは、これより関西広域連合議会総務常任委員会を開会いたします。

本日は新たな議員定数、議席配分の規約改正に基づき、各県市議会で連合議員が選出され、本日より議員定数36名体制による連合議会がスタートをいたしました。

つきましては、本日よりご出席いただいている議員を選出順に紹介いたします。

まず、9月3日付で神戸市会から選出されました安井俊彦君です。

○安井俊彦委員 どうぞよろしく申し上げます。

○委員長（吉田清一） 次に、去る9月10日付で大阪市会から選出されました多賀谷俊史君です。

○多賀谷俊史委員 おはようございます。よろしく申し上げます。

○委員長（吉田清一） 次に、去る9月27日付で和歌山県議会から選出されました岸本健君です。

○岸本健委員 おはようございます。よろしく申し上げます。

○委員長（吉田清一） 次に、去る9月30日付で京都市会から選出されました曾我修君です。

○曾我修委員 曾我でございます。よろしくお願いたします。

○委員長（吉田清一） 次に、去る10月3日付で京都府議会から選出されました中川貴由君です。

○中川貴由委員 中川です。よろしくお願いたします。

○委員長（吉田清一） 次に、去る10月7日付で兵庫県議会から選出されました釜谷研造君です。

○釜谷研造委員 釜谷でございます。よろしくお願いたします。

○委員長（吉田清一） 次に、去る10月8日付で鳥取県議会から選出されました稲田寿久君です。

○稲田寿久委員 稲田でございます。よろしくお願いたします。

○委員長（吉田清一） 次に、去る10月11日付で滋賀県議会から選出されました宇野太佳司君です。

○宇野太佳司委員 宇野です。どうぞよろしくお願いたします。

○委員長（吉田清一） なお、議員選出に伴う常任委員会委員の選任については閉会中でありましたので、委員会条例第5条第1項に基づき資料2のとおり、議長により指名がなされていますのでご報告を申し上げます。

それでは、まず初めに井戸連合長よりご挨拶がございます。

○広域連合長（井戸敏三） 関西広域連合議会総務常任委員会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

ただ今、吉田委員長からご報告がございましたが、議員定数・議席配分につきまして、規約改正を受け、議員定数36名による連合議会が新たにスタートされました。本日は全議員がそろわれる初めての場と承知しております。

今後とも、関西の発展のため、関西広域連合議会と志を一つにして、関西の抱える広域的な課題に対しまして積極的に取り組んでまいりますので、議員の皆様方のご指導、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

関西広域連合は、関西の復権と創造を目指して、多様な個性と強みを持つ2府5県が力を結集し、「地方分権改革の実現」「関西における広域行政の展開」「国と地方の二重行政の解消」のため、平成22年12月に設立され、間もなく3年を迎えようとしております。

平成24年8月には、府県とほぼ同等の権限を持った4政令市全てが加入されましたことにより、関西全体の広域事務を担う機関としての機能・事業執行力が、基本的に関西全体で担保されたことになりました。一層、一体的かつ効率的な事業の展開が可能になったと考えております。

この間、広域防災など7つの広域事務を進めるために、平成24年3月に各分野の具体的な事業を掲げました分野別計画を策定し、この計画に基づく取組の本格化を鋭意進めております。東日本大震災の際のカウンターパート方式による被災地支援や、複数機のドクターヘリの運航体制の構築など、着実に成果を上げつつあります。

また、新たな広域課題としましては、関西全体の広域インフラ整備の基本方向や中長期のエネルギー戦略の検討、関西イノベーション国際戦略特区の推進、国家戦略特区の提案にも、積極的、機動的に取組んでいます。

広域連合設立のねらいの一つである国の出先機関の移管については、国の状況が大きく変化していますが、引き続き先導的なモデル事業としての国の出先機関の丸ごと移管など、地方分権の推進を国に強く主張していきます。

道州制については、国主導の道州制が一気に進展することがないように、地方分権を推進する立場から、課題を積極的に提起しており、引き続き法案の動向を注視しながら、必要な対応を行います。今後は、有識者による「道州制のあり方研究会」が取りまとめられる最終報告を踏まえ、連合議会を含めた関西広域連合としての道州制に対するスタンスを明確にしていきたいと思います。

さて、今年度は、設立当初に策定した広域計画の改定を迎えております。

現在、来年3月の連合議会でのご議決をいただけるよう、議会はもとより、有識者や管内市町村など、幅広いご意見をいただきながら作業を進めています。

本日の総務常任委員会では、これまでにいただきましたご意見等を踏まえて取りまとめしております「次期広域計画原案」を説明させていただきますので、ご意見をいただきたいと存じます。

次期広域計画では、現行広域計画の取組を総括しつつ、関西の目指すべき将来像を実現するため、今後3年間の戦略として、7つの広域事務の重点的な取組方針や「成長する広域連合」として対応すべき新たな広域的課題への対応を明示したい、このように考えています。

あわせて、広域計画の改定を見据えた規約の改正につきましても検討を進めております。

この後、事務局よりご説明を申し上げますので、議員の皆様のご指導、ご協力をお願い申し上げます。私からのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いをいたします。

○委員長（吉田清一）　　ありがとうございました。

次に、本日の理事者側の出席者については、お手元に名簿を配付いたしております。ご覧おき願いたいと思います。

それでは、議事に入ります。

まず、報告事項ですが、去る9月21日に開催されました第37回広域連合委員会の開催概要等について、本部事務局から報告をお願いいたします。

村上次長。

○本部事務局次長兼総務課長（村上元伸）　　それでは、私のほうから、第37回関西広域連合委員会の概要についてご報告いたします。

お手元の資料3をお願いいたします。資料3でございます。

議事の内容につきましては、協議事項といたしまして、まず台風第18号被害の対応について、各広域連合内で支援をしようということをお話ししました。

滋賀県、京都府から、広域連合を通じまして職員の派遣要請を今いただいているところでございまして、早急に調整の上、11月以降1年間を目途にそれぞれ派遣を検討しているところでございます。

また、先日9月30日には国に対して各種支援要望を行ったところでございます。

②香港等トッププロモーションの実施結果についてでございます。ここで査証ビザの発給要件の緩和等について国に申し入れるということを決め、昨日10月11日に山田知事より要望活動を行ったところでございます。

③ワールドマスターズゲームズ2021年大会につきまして、関西広域連合として関西での開催を目指そうということで、早急に官民連携の準備委員会を設立するということを決めました。9月26日に、その第1回準備委員会を発足させたところでございます。現時点では、大阪府市以外の各府県市、関経連、同友会等の経済界、関係府県の体育協会の皆さんに入らせていただいている状況でございます。

また、同日付で正式にIMGA本部に招致の申し入れを行ったところでございます。

おおむね、事業規模といたしましては、これまでご報告しましたように大体28億円程度を現時点では見込んで、IMGAには報告しておりますが、今後のその詳細、あるいは大会概要等につきましては、この準備委員会の場で検討させていただくということでございます。また、ご指導等よろしくお願ひしたいと思います。

2点目、それとあわせまして、このワールドマスターズゲームズ2021を一過性の大会にしてはならないということで、関西版の自らのマスターズ大会を行おうということをお話し合いまして、現在制度設計を進めているところでございます。ここにつきましては、大阪府市も一緒に関西広域連合として、今調整を進めているところでございます。

④の次期広域計画の中間案について報告を行いました。詳細は後ほどご説明させていただきます。

このほか、記載の事項について協議を行ったところでございます。

⑥の文化振興指針、農林水産業ビジョンにつきましては、8月の該当常任委員会でも説明させていただいたところでございますが、⑦の農林水産業ビジョンにつきましては、11月の広域連合議会に提案をさせていただく予定でございまして、11月9日の全員協議会で内容をご説明し、ご審議いただく予定にしておりますのでどうぞよろしくお願ひいたします。

裏面にまいりまして、このほか⑨、⑩等々の協議を行い、また、大きな2番、報告事項としましては、道州制のあり方研究会を初め、記載の事項について報告を行ったところでございます。

私からは以上でございます。

また、平成24年度中の連合議会のほうからのご指摘に対する当局側の対応状況につきまして、資料4の形でまとめておりますので後ほどごらんいただければと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長（吉田清一） それでは、ただいまの説明につきまして、意見、質問等がございましたら、挙手をお願いいたします。

どうぞ、富田委員。

○富田健治委員 この間、国の地方分権改革推進本部の、9月3日でございましたか、

そのときに、一応方針のようなものが出てきたように思うんですけども、事務権限の移譲についてですね。それで、これどうなんですかね。当面の方針という中身を教えてもらいたいほうがと思いますが。

○委員長（吉田清一） 中谷課長。

○本部事務局国出先機関担当課長（中谷文彦） 政府の地方分権改革推進本部の決定した方針でございますけれども、当面の方針として100項目、これは国の主に出先機関の事務、権限でございますが、その地方への移譲に関して4つに分類をした上で整理をされております。

地方への移譲については、なお個々の都道府県への移譲が原則になっておりますけれども、まず一つ目は44項目について地方に移譲する方向ということで既に整理をされたもの、29項目については付随する、あるいは関連する事務権限の移譲の可否をさらに検討、調整をするというもの、それから、3項目については移譲以外の見直しを行うもの、残り24項目について引き続き検討、調整を要するものということで、今申し上げたもののおちにお引き続き検討を要するというので53項目がございますけれども、これは本年中に結論を得て、それを含めて、最初に申し上げた地方に移譲がほぼ決まった44項目を含めて法案を作成し、次の通常国会に提出をするという方向で確認をされております。

○委員長（吉田清一） 富田委員。

○富田健治委員 これによりますと、やっぱり個々の都道府県に対する移譲ということの基本にしていますよね。それで、関西広域連合のような広域的な実施体制を受け皿にした移譲というようなものが今後検討されるような具体的見通しというのはいかがなもんかと思っておりますので、ちょっと教えておいてもらいたいです。

○委員長（吉田清一） 中谷課長。

○本部事務局国出先機関担当課長（中谷文彦） 残念ながら、今申し上げた100項目以外ということになりますと、現在のところ地方へ移譲が検討されているものはございません。なお、将来さらに事務権限の移譲を検討する際に広域連合を含んだ広域の実施体制が受け皿として想定されているかということも、残念ながら不透明な状況であるというふう聞いております。

なお、これに対して関西広域連合としては広域連合を受け皿とするよう何度か要請を行っているというところでございます。

○委員長（吉田清一） 富田委員。

○富田健治委員 なかなか国のほうはやっぱり鈍いという感じが正直いたします。

そんな中でも、突破口を開いていくという、突破口を開かならんと思うんです。その場合に、今回地方へ移譲が確実となった事務権限の中から、広域連合が実施することで次の展開がねらえるようなものを絞り出して、そしてあえて各構成府県から持ち寄って実施したらこれ見てみということになると思うんですが、そういう戦術についてはいかがでしょうか。

○委員長（吉田清一） 中谷課長。

○本部事務局国出先機関担当課長（中谷文彦） 先ほど次長の村上のほうからも報告がございましたけれども、去る9月21日の連合委員会で協議をいただいたところでございますが、地方への移譲がほぼ確認された44項目を含めて、このたび地方分権改革推進本部、

政府の本部で一定の方向が了承されたこの100項目の事務権限に関しまして、いずれも単独都道府県への移譲が基本とされてはいますが、関西広域連合があえて受け皿となることで、例えば効率化が図れるものはないか、対象となる事務を拡大できるものはないか、あるいは将来のさらなる権限移譲の端緒になり得るものはないか、という視点から研究を行うようにという指示をいただいておりますので、その方向で作業を進めていきたいと考えております。

○富田健治委員　あと、しぶとく頑張ってもらいたいというだけです。

○委員長（吉田清一）　連合長。

○広域連合長（井戸敏三）　9月の委員会でも議論になりまして、今申しましたような検討は進めていくわけですけれども、取り扱いをどうするかが若干難しい。といいますのは、我々出先機関の事務、これだけでいいと言ってるわけではありませんので、これだけの事務についてだけ検討して、意見を言うだけでは丸ごと移管、どこへいったってという話になり兼ねませんので、勉強はしておこうと。研究しておこうと。しかし、どういうふうな形で国に対してアプローチをしていくのかは、さらに検討を加えようと。今までの姿勢と変更があるような態度はとらないようにしていこうということを申し合わせたところでございます。

○委員長（吉田清一）　よろしいですか。

○富田健治委員　はい。

○委員長（吉田清一）　ほかございませんか。

山本委員。

○山本敏信委員　報告事項の中に道州制のあり方研究会についてございまして、毎回学者先生方の報告書、目を通させていただいております。その中で、先般8月の定例会で大阪の議員さんから、昨年12月の衆議院総選挙では自民党安倍政権が見事に圧勝しました。自民党が有権者と交わした政権契約では道州制基本法の早期成立を図り、この制定後5年以内の道州制実現を目指すという発言をさせていただきましたけれども、この関西広域連合でも私は基本法案としてまだ目の目を見ておりませんが、問題があるということで何項目か問題提起されて、連合長からも出させていただいておりますけれども、その後何ら明確な回答のないままこの道州制のあり方研究会、私の記憶では6月にこの議会に入ったので、以前のことなので誤認があったら申しわけないですけども、確か広域連合のあり方研究会の名称が一夜にして道州制のあり方研究会に変わったような記憶がございまして。その辺、この先生方がやっている内容がどうも毎回読んでいても国の機関から地方の機関をどうする、そして、基礎自治体はどうするかというようなそういう、それぞれ事業別のいい悪いの議論になっておりまして、道州制はどうするのかというようなことを我々どう読み取ったらいいのか、これ毎回疑義を感じておりますので、この際質問させていただきます。

○委員長（吉田清一）　連合長。

○広域連合長（井戸敏三）　道州制にいろんな課題や問題があるということはどういうアプローチで進めていくのかということなんですが、もっと現実的な事務をどう処理していくかという帰納法的なアプローチをしていこうではないかというのがこの研究会の研究

スタンスでございまして、現実には国でなくてもできるということをきちっと研究会の中で実証できるような議論で整理をしていくことによって道州なのか、我々の連合のような広域行政主体なのか、都道府県なのか、そういうことが浮き彫りになってくる、そのことに伴って道州制に本当の必要性があるのかないのかの議論をしていただく。そのまだ検討過程だご理解いただいたらありがたいと思います。

○委員長（吉田清一） 山本委員。

○山本敏信委員 意見だけにしときますけども、先ほどの議論もそうですけれども、私どうしてもいらちなので、前の溝を整理している段階で次のことをぼんぼん学者先生方やってこられても、我々どう受けとめたらいいか、国のほうが我々の疑問に何も答えない間にそういう形がどんどん進んでいくということには疑義を感じておりますので、意見として申し上げておきます。

○委員長（吉田清一） 連合長。

○広域連合長（井戸敏三） この道州制の問題については、知事会から自民党の道州制推進本部に質問をしております、最近その質問に対する回答がございました。その回答に対しまして、私自身はもう既に意見を整理して公表しているんでありますが、連合としてどういうふうに、知事会に対する回答を連合としてコメントするのかなというようなことも含めて、今内部で検討させていただいているところでございます。

回答の内容は、ほとんど全てが国民会議で議論しますという丸投げ、国民会議丸投げの回答になっておりますので、そういう状況の中で都道府県だけ潰してしまうというような道州制法案というのは本当にいいんだろうかというような、私自身は根本的な疑問を持っているわけですが、この辺の連合としての取り扱いは内部でただいま検討しているという状況でございます。

○委員長（吉田清一） ほかがございせんか。

どうぞ、村井委員。

○村井 弘委員 台風18号の被害関係と対応についてお聞きをしたいと思います。

大変京都府も皆様方からご支援をいただき、復旧も進んできております。今後、広域連合としても向こう1年間かけて必要なところに派遣をいただき、支援をいただくということで今お聞きをしております。

その中で、今後災害ボランティア等に関してもいろいろご支援をいただけるのかなと思うんですけども。今どうなんでしょう、この間、京都の中では、例えば農業ボランティアとか、非常に専門的なボランティアの方が今後、早急のときではなくて、今後そういう専門的な、少し能力を持った方が必要になってくるのではないかと。また、逆に言えば、そういう方に来ていただきたいとそういう声が上がっているんですけども、広域連合としては今後の支援に関して、そういう中身に関してどのような方向性を今お考えなのか。また、各必要だと言われてるところからどういう声が上がっているのか。その辺、現時点あればお教えいただきたいと思います。

○委員長（吉田清一） 杉本局長。

○広域防災局長（杉本明文） 台風18号被害に対しまして、広域連合といたしましては、まずがれき等の処理を実施するというところで、災害ボランティアの派遣、これを実施させていただいております。実施をといたしますか、実施を働きかけさせていただいたというこ

とが適切かと思えます。あわせまして、各被災団体からどういった支援ニーズがあるのかということにつきまして、緊密に連絡をさせて、連絡体制の中で把握をさせていただきまして、今回土木被害、あるいは農林被害に対する職員派遣の要請をいただいたという状況の中で、それに対応させていただくべく今調整を進めているというのが現状でございます。

ご指摘の専門的な災害ボランティアということでございますけれども、現時点では被災団体から我々は要請等受けてございません。今ご指摘ございましたので、私どもといたしましては、被災団体にそういったニーズがあるのかどうかしっかりと確認をさせていただきまして、もしそういう状況があるようであれば積極的に調整をさせていただきたいと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

○村井 弘委員 結構です。どうぞよろしく願いをいたします。

○委員長（吉田清一） ほかがございせんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉田清一） それでは、この件に関してはこれで終わりたいと思えます。

次に、調査事件についてです。

本日は、次期広域計画原案及び次期広域計画と規約改正方針を調査事件としております。なお、質疑を含め11時45分ごろまでを目途にいたしたいと思えます。

それでは、次期広域計画原案及び次期広域計画と規約改正方針について本部事務局から説明をお願いいたします。

古川次長。

○本部事務局次長（古川美信） それでは、広域計画につきまして説明をさせていただきます。

資料5をごらんいただきたいと思えます。

時間が少しかかりますので、時間をいただきまして説明をさせていただきます。よろしく申し上げます。

関西広域連合の計画につきましては、25年度末で終了ということでございますので、26年度以降の次期計画の策定に取り組んでまいりました。広域計画につきましては、地方自治法の291条の7に基づくものでございまして、24年3月に策定をいたしました分野別の計画の上位の計画に当たるものでございます。

また、広域連合及びその構成団体は、広域計画に基づいてその事務を処理しなければならないとされております。これまで、連合議会の皆様を初め、さまざまな意見いただきました。これを踏まえまして、現行計画それから3月に提出されました論点骨子案に係る検討、これも実施をいたしまして、参考1、参考2でそのあたりのまとめをしておりますけれども、9月の連合委員会で中間計画案という形で提案をいたしました。

なお、その場で広域環境保全の部分、それから国の出先機関の地方移管部分におきまして、修正のご意見がございましたので、これらの意見を踏まえ修正したものを今回次期広域計画原案ということで、皆様に説明をさせていただきたいと思っております。

皆様には事前に中間案を送付させていただいておりますけれども、この原案の報告の中で中間案からの変更箇所についてもあわせて説明をさせていただきます。

それでは、別紙の広域計画原案の本冊1ページをごらんいただきたいと思えます。

1ページでは現行計画に記載をしておりました設立の趣旨につきまして、その経過やね

らいなどこれもコンパクトに記載をいたしております。

続きまして、2ページをごらんいただきたいと思います。

2ページから4ページにつきましてはなんですけれども、広域連合の3年間の取組成果をはっきりと打ち出そうとするために、これまで3年間取り組んでまいりました広域事務、それから国の出先機関対策、それから広域課題の積極的な対応に関する具体的な取組成果を記載しております。

まず、この2ページの広域事務でございますが、カウンターパート方式に基づきます迅速かつ機動的で持続性を持ったきめ細かい被災地支援、それから、関西ブランドを世界発信するために「KANSAI国際観光YEAR」や東アジア・東南アジアへのトッププロモーションによる海外へのPR、それから合同プロモーション・ビジネスマッチングなどの実施による中小企業支援、それから、救急患者の救命率の向上等に努めるため複数機のドクターヘリによる迅速かつ円滑な医療の提供、それから、3ページにいきまして、温室効果ガスの抑制を図りましたエコスタイルキャンペーンを初めとした省エネ対策の推進、それから事務執行の効率化と経費の削減を図る試験実施、免許交付等の一元的な実施、関西という幅広い視野での広域課題に取り組むための合宿形式による政策形成、能力研修など、それぞれの広域事務の担当委員を先頭に構成団体一丸となって積極的に取り組んでまいりました。

次の出先機関ですけれども、関西広域連合の設立のねらいの一つであります国出先機関の移管につきましては、23年6月16日に本部におきまして国出先機関対策プロジェクトチームを設置をいたしました。国におかれましては、経済産業局を初めといたしました3機関の移管を内容とする法案を閣議決定されたんですけれども、その後政権交代等によりまして動向が不透明という状況にあっても、地方分権改革を推進するために政府の地方分権改革推進本部、地方分権改革有識者会議の動向、道州制などの検討をにらみながら引き続き先導的なモデル事業として国出先機関の移管など、地方分権の推進を政府に強く主張をしてまいりました。

次に、広域課題への積極的な対応で、3ページの下の方ですが、アジアの国際物流圏・次世代産業圏を担う関西を実現するために、必要なインフラのあり方や基本的な考え方を示しました「広域インフラの考え方の策定」、それから、4ページいってますが、北陸新幹線のルート提案に係る広域連合としての方針決定、それから夏冬の電力需給見通しの把握・検証実施をし、当面必要となる節電対策を検討することでこれまで定着してまいりました節電の着実な実行を提示、それから大飯原発の再稼働に対する意見表明の調整など、関西全体にわたる利害調整を図るための政策の基本調整、連絡調整事務に積極的に対応してまいりましたものでございます。

3の今後の取組方針でございます。4ページの中ごろでございますが、これら3つの取組に関しまして、3か年の総括を踏まえまして今後の取組方針を記載をしております。

まず、(1)の広域事務ですが、7つの広域事務のさらなる充実、拡充、それから、文化振興や農林水産業振興といった新たな取組に着手をしてまいります。

次に、(2)の出先機関対策につきましては、引き続き国の出先機関の丸ごと移管を求めていくこと、それから、事務・権限の一部であっても移譲を求めていくこと、例えば、国土形成計画法に基づきます近畿圏広域地方計画の策定権限などについても、移譲を迫っ

ていくこと。国主導の中央集権型道州制にならないように、地方分権改革を推進する観点から国に提言していくこと。国出先機関の地方移管、これ重要なことですから広域連合を受け皿に改革の早急な実現を求めることに取り組んでまいりたいと考えております。

5 ページです。

(3) の広域課題への積極的な対応につきましては、関西全体の利害調整を図りますため、関西全体として取り組むべき事務の企画調整、連絡調整に引き続き積極的に取り組みますとともに、広く住民等への周知を図ってまいります。

なお、これらの取組方針の具体的な内容につきましては、8 ページ以降の第5、第6でも記載しております。後ほど、これは説明をいたします。

続きまして、5 ページの真ん中ですが、第2、広域計画の期間及び改定です。計画期間につきましては、現行計画同様3年間としております。

それから、第3の対象区域ですが、鳥取県及び政令市が参加していない事務につきましては区域を除外する旨を記載しておりますが、広域計画の対象区域をここに記載をしております。

6 ページをごらんいただきたいと思います。

第4、広域連合が目指すべき関西の将来像でございます。一つ目といたしまして、アジアのハブ機能を担う新首都・関西のことでございます。

国際的な地域間競争に勝ち抜くために、“人”をひきつける関西の魅力を創造いたしますとともに、これを支える基盤を構築し、「はなやか関西」をコア・コンセプトとする関西ブランドをオール関西として世界へ発信することによりまして、ハード・ソフト両面におけますアジアのハブ機能を担い、さらに首都機能バックアップ拠点としての役割を果たすとともに、中央集権体制と東京一極集中を打破し、国土の双眼構造を目指した国土政策の一翼を担う新首都・関西を創造してまいります。

2点目が、個性や強みを活かし地域全体が発展する関西でございます。

圏域内の均衡ある地域形成を達成するために、都市と農村とが相互に恩恵を享受できるようにすることや安心・安全な地域づくり、環境問題への積極的な対応をしてきたノウハウなどを十分に活用し、地域全体が発展する関西を創造してまいりたいと考えています。

7 ページを見ていただきたいと思います。

将来像でございます。今、説明いたしました2つの基本的な考え方に基づきまして、6つの将来像を設定をし、地方分権改革の積極的な推進を図り、自ら政策を決定、実行できる「自立した関西」の構築に構成団体一丸となって取り組み、この将来像の実現を目指すということを期待しております。

なお、現行計画でも6つの将来像、基本的に踏襲しております。3点ほど追記、現行計画からは修正をしております。

このうちの2の将来像の本文中にエネルギーの視点を入れております。この地球環境のところですね。それから、3の国内外にわたる観光のところ、文化の視点を入れております。6の将来像につきましては、人やモノが交流する基盤づくりを明確に表示するという事なので、人やモノの交流を支える基盤を有するアジアの交流拠点関西ということで表題を変更いたしております。

続きまして、8 ページをごらんいただきたいと思います。

8ページ以降は、第5、実施事務の対応方針及び概要でございます。この今説明いたしました将来像を実現いたしますために、現行計画に記載をしております内容を総括、事業評価した上でその内容を検討し、構成団体の協力のもと7つの広域事務や広域にわたる企画調整に積極的に取り組んでいくということを記載しております。

また、事業の実施に当たりましては、これらの広域事務に共通する事業や跨がる事業、横断的な企画調整の推進など分野間の相互な密接な連携を図っていきたいと考えています。それでは、7つの事務ごとに主要な重点方針を説明させていただきます。

まず、1の広域防災でございます。将来の発生が懸念されております南海トラフの巨大地震、地球温暖化により発生頻度が増大しております風水害、さらには新型インフルエンザ等感染症、口蹄疫、鳥インフルエンザ等の家畜伝染病まん延の危険性の増大等により、関西の府県市民の生命、身体、財産への脅威が高まっています。

こうした状況にしっかりと対応するために、「関西防災・減災プラン」に基づきまして、平成25年5月の南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ最終報告及び25年度中に策定されます国の大綱、応急対策活動の具体計画を踏まえまして、取り組んでいきたいと考えております。

広域防災の重点方針でございます。大きく3つ掲げております。

これまでのこういった実績を踏まえまして、まず1つ目といたしまして、大規模広域災害を想定いたしました広域対応の推進では、構成団体・連携県の被害想定、対策を的確に検証し、救援・救護、物資の供給、広域避難等、広域調整が必要な具体の対策についてシナリオ化をしております。

また、原子力災害に対しましては、国の原子力災害対策指針に基づきまして、被ばく医療、放射線モニタリング等の必要な体制整備及びUPZ以遠の対策の確立を図りますとともに、原子力災害広域避難対策の実効性確保のため広域避難訓練を実施をしていきます。

さらに、こういった取り組みを踏まえまして、プランと関西広域応援・受援実施要綱の見直しを図ってまいります。

それから、重点方針といたしましては、あと関西の広域防災拠点のネットワーク化の推進、それから、防災・減災事業の推進ということで8ページから9ページのほうに入っております。

続きまして、10ページをごらんいただきたいと思います。

10ページでは、広域観光・文化振興について記載をしております。それで、これは観光のほうで10ページ、それから文化振興12ページと分けて記載をしております。

観光振興では、関西が持つ強みをトータルに一つのブランドとして戦略的に海外に向けて発信する取組を展開するために、6つの重点方針を設定しております。

まず、第1点、「関西観光・文化振興計画」の推進では、この計画の取組をさらに推進するとともに必要に応じて見直しをしております。

それから、2つ目「KANSAI」を世界に売り込むでは、この「KANSAI」ブランドを世界に発信するために、「KANSAI国際観光YEAR」を継続的に展開することとし、また文化の道など文化振興とも連携を図りまして、テーマやストーリーによって組み合わせた広域観光ルートを提案してまいります。さらには、東アジアのみならず、それに加えまして東南アジアなどに対しましても海外観光プロモーションを展開してまいり

ます。

3点目としては、新しいインバウンド市場への対応ということで、関西の強みであるさまざまな観光資源等こういったものを活用する、例えば周遊型ルートの提案等、それから広域産業分野との連携など、こういった新たな観光誘客を図ってまいりたいと考えています。

それから、11ページにいきまして、4点目、マーケティング手法による誘客、それから、5点目といたしまして安心して楽しめるインフラ整備の充実といったところを重点としておりまして、最後推進体制の充実では、官民連携を引き続き進めてまいりたいと考えております。

12ページをごらんいただきたいと思います。

文化振興につきましては、現行計画では十分な位置づけがなされておりました。関西文化の振興と推進力を一層高め、我が国の文化の中心とすべく文化史と関西の位置づけを目指しまして、さらには「アジアの文化観光首都」として発展させるために、関西広域連合振興指針に記載をされております4つの項目を重点方針として設定しております。

第1点が、関西文化の振興と内外への魅力発信ですが、そこでは関西が持つ文化資源とその持つポテンシャルの大きさを活かすために、「関西文化」の認知度とブランド力の向上に向けた取組を実施をいたしますとともに、豊富な文化資源のプロデュースによる効果的な魅力発信を行ってまいります。

それから、2点目、連携交流による関西文化の一層の向上ということで、構成団体間、官民の連携等を通じまして、魅力を内外に発信をしていきたいと考えてます。さらに3点目、関西文化の次世代継承と人材育成では、関西文化の発信と次世代の継承とともに文化を支える人材育成に努めてまいりたいと考えております。

それから、あと4点目、情報発信・連携交流支援・人づくりを支える環境づくり、これは先ほど説明しました3つの重点方針の取組を進めていくための基盤といったものが必要ですので、行政やさまざまな分野の専門家、関係機関との協働によりまして、関西文化の振興策を検討・提案するプラットフォームづくりを進めてまいりたいと考えております。

それから、14ページをごらんいただきたいと思います。

広域産業振興でございます。ここでも産業の記述と農林水産業の記述を分けて記載しております。

まず、産業振興でございます。14ページ、産業振興では、関西経済の特徴・ポテンシャルを最大限に活かし、「関西広域産業ビジョン2011」で示しました3つの将来像の実現を目標に4つの重点方針を設定をいたしております。

まず、第1点、世界の成長産業をリードするイノベーション創出環境・機能の強化では、関西のグリーン・イノベーション分野に関係します生産拠点とか、ライフ・イノベーション分野の研究開発の集積、こういったものをベースにしております。こういうポテンシャルを最大限発揮させるとともに、特区制度の活用など既存の枠組みを超えた取組を実現し、国際的な研究開発拠点としての世界のセンター機能を果たしていきたいと考えています。

重点方針の2点目、高付加価値化による中堅・中小企業の国際競争力の強化でございますが、関西が日本の成長を牽引するというには基盤の強化が必要です。その中核になります中堅・中小企業の成長支援に取り組んでまいります。

15ページ見ていただきまして、重点方針の3つ目、「関西ブランド」の確立による地域経済の戦略的活性化では、内外から多くの人を引きつけるためには国内外から資金や人材を呼び込みまして、関西に持続的な経済発展をもたらすということは重要です。こういったポテンシャルを活かして、多くの人を呼び込むとともに域内企業の海外市場展開を拡大をしていきたいと思っています。

4点目として、企業の競争力を支える高度人材の確保・育成でございますが、こういった3つの重点方針を推進する上で人材の確保が重要です。こういったことに向けまして、大学、産業界との連携に進んで取り組んでまいります。

次に、16ページをごらんいただきたいと思います。

農林水産業でございます。関西の産業分野の一翼を担う競争力ある産業として育成・振興していくために、現在策定中でございますビジョンで示している4つの将来像の実現を目指しまして、5つの重点方針を設定しております。

まず、1点目ですが、地産地消運動の推進による域内消費拡大では、これは引き続きの取組になりますが、「まずは地場産・府県産、なければエリア内産」、こういったものを基本に域内消費拡大を進めていきたいと思っております。

2点目の食文化の海外発信による需要拡大でございますが、観光文化振興分野とも連携いたしまして伝統ある関西食文化を海外に普及をすることで需要拡大を図ってまいります。

3点目の国内外への農林水産物の販路拡大ですけれども、域内には競争力の高い高品質な農林水産物、加工品がございます。こういった物を活かして、プロモーション活動をし、情報発信をし、国内外への販路拡大を図ってまいります。

4点目の6次産業化や農商工連携の推進などによる競争力の強化でも、広域での農林水産業と異業種・異分野とのマッチング等、あるいは府県市域を超えた農商工連携、6次産業化、こういったものを促進いたしまして競争力の強化を図ってまいります。

17ページの農林水産業を担う人材の育成・確保では、後継者はもとより、都市住民の新規参入、法人経営体への就業促進など多様な就業者の育成を図ってまいりたいと考えています。

18ページをごらんください。

広域医療でございます。広域医療、関西全体を「4次医療圏」と位置づけまして、「安全・安心の医療圏“関西”」の実現を目指しまして4つの重点方針を設定しております。

第1点目、「関西広域救急医療連携計画」の推進では、24年3月に策定いたしました計画を推進いたしますとともに、26年度最終年度ですので次期計画策定を行ってまいります。

第2点の広域救急医療体制の充実では、既存の体制に加えまして本年11月に兵庫播磨地域等で新たなドクターヘリの導入を図りますとともに、28年度までに京滋地域へのドクターヘリの導入を図りまして、30分以内での救急搬送体制の確立やドクターヘリの搭乗医師を初めとした救急医療人材の育成、周産期医療における円滑な医療提供に向けた検討を進めてまいります。

3点目の災害時における広域医療体制の整備・充実では、大規模災害発生時、迅速かつ適切に医療を展開しなければいけませんので、こういったものの統括・調整するリーダー人材の養成であるとか、あるいは災害医療訓練、あるいは広域防災局との連携といったも

のをきちっと検討してまいります。

4点目、19ページですけれども、新たな連携課題に対応いたしました広域医療体制の構築では、高度専門医療、あるいは薬物乱用防止対策など新たな広域医療連携課題について調査・研究を進めてまいりたいと思います。

次に、20ページでございます。

20ページでは、第5、広域環境保全でございます。広域環境保全につきまして、これまで実施した取組に加えまして、24年3月に策定いたしました「関西広域環境保全計画」に位置づけております再生可能エネルギーの導入促進など5つの重点方針を設定いたしております。

実は、ここが皆様に事前にお送りいたしました中間案から変更しております、2つ目の重点方針の表題に再生可能エネルギーの項目を設けたこと、それから、3つ目の重点方針の文中に、野生鳥獣に係る被害防除対策の推進を明記したこと。それから、4つ目の重点方針の文中に、広域的な廃棄物対策などの課題も踏まえながら循環型社会形成に向けた取組を推進ということをお記をいたしました。これが主な変更点でございます。

重点方針といたしましては、「関西広域環境保全計画」の推進、それから再生可能エネルギーの拡大と低炭素社会づくりの推進、それから自然共生型社会づくりの推進といったことを入れておりますが、この共生型の中に先ほど説明したところのものを入れております。また、循環型社会づくりの推進では、廃棄物の発生抑制、再利用、再生利用の取組によりライフスタイルの転換、それから今言いました廃棄物対策、こういったもので循環型社会の形成を推進してまいります。5点目で、環境人材の育成ということで入れております。

それから、22ページをごらんいただきたいと思っております。

資格試験・免許等でございます。今年度から、調理師、製菓衛生士及び准看護師の資格試験、免許事務の実施をしておりますことから、基本はこの事務を引き続き実施いたしますが、これらの事務を進化させながら資格試験・免許等事務の着実な推進と処理する資格試験・免許等事務の拡充の検討に取り組んでまいります。

23ページをごらんください。

広域職員研修でございます。これは、関西における共通テーマを選定し、どのように人的ネットワークを形成していき、また研修していくかにポイントをおき、3つの重点方針を設定をいたしております。

幅広い視野を有する職員の養成及び業務執行能力の向上、それから構成団体間の相互理解及び人的ネットワークの形成、それから研修の効率化といったところ進めてまいります。

例えば、研修の効率化では、インターネットを活用したウェブ型研修など経費面での効果的な研修に取り組んでいく等考えております。

続きまして、24ページをごらんください。

8、その他広域にわたる政策の企画調整等でございます。この項目につきましては、広域にわたる政策の企画調整、地域の振興計画の策定及び実施の項目を分けて記載をしております。

まず、広域にわたる政策の企画調整につきまして、引き続き積極的に取り組んでいくこととし、現在企画調整事務として取り組んでおりますものを引き続き一定の組織体制のもの

と取り組んでおります広域インフラのあり方、エネルギー政策のあり方、特区事業の展開の3つを記載をしております。

広域インフラのあり方では、この25年3月に策定いたしました基本的な考え方を踏まえまして、企画部会、北陸新幹線等検討部会、日本海側拠点港部会、大阪湾港部会の4つの部会で関西主要港湾の広域的な連携とか、あるいはリニア中央新幹線の全線大阪までの同時開業に向けた要望など取組について、検討を進めてまいります。

エネルギー政策のあり方では、検討会におきまして現在作成中のプランで検討しております低廉で、安全・安定的な電力供給体制の確立、省エネの推進など望ましいエネルギー社会の将来に向けまして、国や電気事業者への提案、情報収集、調査研究などに取り組んでまいります。

特区事業の展開につきましては、関西におけます大学等の世界有数のイノベーション基盤を活かし、関西の産業や研究の国際競争力を持続的に発展、強化するために特区制度等を活用する関西の産官連携組織を一体化し、国に対しまして規制緩和等必要な施策を戦略的に提案いたしますとともに、その成果を関西全体で早期に展開することを目指してまいります。

次に、(2)の地域の振興計画の策定及び実施では、新たな広域行政課題が発生し、これに対してより計画的な対応が必要になった場合は、区域内における地域の振興に関する計画の策定、実施に関する事務を行ってまいりたいと考えています。

25ページを見ていただきまして、事務の順次拡充でございますが、当該項目に記載している内容につきましては、今後連合として取り組んでいくかどうかの、実はその議論、結論も含めまして3年間で基本方向、可能性を検討していきたいと考えております。

続きまして、26ページをごらんいただきたいと思います。

国の事務・権限の移譲でございます。将来像の実現のためには、この第5で定めました広域事務だけではなくて、関西が全国に先駆けて地方分権改革の突破口を開き、広域連合が自ら決定、実行できる関西を創り上げていくという必要がありますので、広域連合を設立したねらいの大きな一つであります国の事務・権限の移譲を次期広域計画では大項目として掲げました。それで、その項目で3つの視点を記載をしております。

国の出先機関の地方移管、この3行目に国の出先機関の地方移管に係る実績だけでなく、これまで取組を進めてきました広域事務の実績を積み重ねる必要があるという記載にしております。

それから、国の出先機関の地方移管の中身でございますが、引き続き3機関の丸ごと移管を求めていくと。それから、3機関を初めとした国出先機関の事務・権限の一部であっても移譲を求めていくこと。こうした取組とかこれまで取り組んできた取組を通じまして、実績を重ねて、今回先ほど少し質問のありました地方分権委員会の第2次勧告の見直しの対象となった8府省15系統の国の出先機関の中央移管を目指していきたいと考えております。これら、全国知事会とか他のブロック、九州などですね、連携を図ってまいりたいと思っております。

国の事務・権限の移譲につきましては、これまで広域連合が関西全体の方針とか全体状況を示すべく構成団体の利害を調整し、積極的に対応してきた実績をもとに、例えば近畿圏広域地方計画の策定権限など本省権限も含んで地方に委ねるべき国の事務・権限の移譲

を積極的に求めてまいります。

それから、国の道州制検討への対応につきましては、これは広域連合がそのまま道州に転化しないということは連合の設立に際しての前提となっておりますが、その上で国主導での中央集権型の道州制を一方向的に押し付けられることのないようこれまでの道州制のあり方について調査、検討などに基つきまして、地方分権改革を推進する観点から国に提言をしてまいりたいと考えております。

27ページをごらんください。

広域連合のあり方でございます。これまで、構成府県市民に対する情報発信や構成府県市町村との意思疎通の重要性に鑑みまして、新たにこのあり方の項目として変えまして取組を記載いたしておりまして、あるいは官民の連携の推進に取り組んでいくと記載しております。

また、28ページでは、広域連合の今後の方向といたしまして、広域連合議会と広域連合委員会が車の両輪として関西全体の広域行政を推進するというを基本といたしまして、行政評価制度による政策目標、指標のPDCAサイクルの実施や広域計画に掲げた政策の点検に当たって、既存組織の活用とか外部機関による監査体制の構築、これを検討するとともに、国の事務・権限が大幅に移譲されたときには、ガバナンスをどう強化していくかということも検討してまいります。

また、将来における広域行政システムのあり方については、広域連合自ら評価・検討いたしますとともに、現在連携団体である奈良県などの加入を促進し、関西全体で権能・事業執行力の強化を目指してまいりたいと考えております。

最後に、第8、計画の推進でございます。分野別計画と広域計画との一体的な推進及び点検の実施をいたしまして、必要に応じた見直しを行うことを記載をいたしております。

計画の説明は以上でございますが、最後にもう少し時間をいただきまして、今年度2回ありました総務常任委員会でいただきましたご意見につきまして、どのように反映をさせていただいたか説明させていただきます。

資料はございませんが、質問といたしまして、広域連合のメリット、いかに住民や市町村に示していくのが重要であり、定性的なものや定量的なものを両面で示していくべきということで、例えば原案、今まで説明しましたが2から4ページでは取組成果を入れております。また、27ページには住民への情報発信や市町村との情報共有の重要性を明示し、広域連合のメリットも情報発信、情報共有に取り組んでいく旨を明記しております。

なお、財政効果が期待できる資格試験・免許事務につきましては、本年7月の試験実施、来年2月の准看護師試験を実施すべく準備中でございます。明確な数値は記載しておりませんが、見込みとしては約3,000万円程度の節約になったと考えています。

新たな広域課題について仕分けを行うべきであるという質問に対しまして、これにつきましては参考で資料に入れていますが、論点骨子仕訳表のとおりですが、本部及び分野事務局で仕分けを行いまして、次期広域連合で取り組むこと、または検討することにつきまして、それぞれ本計画原案に記載しております。

それから、3点目、既存7分野以外の道路・港湾等は、広域交通物流インフラとしては最たるものであり、強力に進めてもらいたいということでございますが、広域インフラにつきましては今説明いたしましたとおり、現24ページに記載しております。引き続き、推

進体制のもと企画調整事務として広域交通インフラに係る取り組みを進めてまいりたいと思っております。

それから4点目、国の事務・権限の移譲など道州制を前提としているような記載があるけれども、表現は慎重にすべきであるというご質問に対しまして、原案の4ページとか26ページで今説明しましたが、広域連合がそのまま道州制に転化しないことは連合設立に際しての前提である旨、これを明記をしております。

それから、5点目の企画調整事務を7分野と同様の記載にすること、あるいはそれに拘束されないか、まずは7分野をしっかり行い、企画調整事務は議会や住民に十分説明して、理解を得る中で進めるべきという質問につきまして、広域計画の書きぶりにつきましては、7分野の事務と、企画調整事務というのは明確に分けておりますが、また企画調整事務だけにかかわらず、関西全体の広域行政を推進していくためには、連合議会との情報共有、意思疎通を図って理解を進めながら進めることが基本でありますので、こういったことを原案28ページに記載をいたしております。

それから、6点目、国の事務・権限の移譲は具体性が乏しい。国出先3機関の移管を優先し、九州知事会等と連携していくなど具体的な取組を盛り込むべきでないかということのご質問ですが、この26ページに引き継ぎ3議案の丸ごと移管を求めていくこと、こうした取組においては全国知事会や他のブロック、これは九州も意識してますが、ブロックなどとも連携を図る旨を明記をいたしたところでございます。

今後のスケジュールでございませう。

10月24日に連合協議会に原案を報告いたします。それで、構成府県市議会へは随時報告いたしまして、10月中旬にはパブリックコメントを実施したいと考えております。また、12月ごろには構成府県内の市町村との意見交換を行うこととしております。なお、今回皆様からいただきましたご意見を参考に必要に応じて引き続き修正、追記をまいります。その後、今の私どもの予定では、26年1月の連合委員会に最終案を提出いたしまして、26年3月に連合議会へ次期広域計画案お諮りをしたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

私からの説明、長くなりましたが以上でございませう。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長（吉田清一） 村上次長。

○本部事務局次長兼総務課長（村上元伸） それでは、引き続きまして私から規約改正方針についてご説明いたします。

座って説明させていただきます。

資料6をお願いいたします。

この広域計画の改定と関連しまして、規約改正についての考え方をご説明します。

規約改正の方針ですが、広域連合が取り組む具体的な事務が新たに発生した場合には規約を改正することを原則としたいと考えております。

広域連合が事業主体となるという意味では、企画調整事務やそれでもない単なる連絡調整等に係る事務については、別途既存の規定で読みたいと考えております。

2番目につきまして、その方針のもとに今回の広域計画の改定方針との関連でございませうが、例えば広域防災でありますとか、いわゆる7つの分野以外に新たな分野を今取り組むということは現在の原案にはございませうが、観光・文化の中の特に文化振興の分野、

あるいは広域産業の中の農林水産業振興の分野、これらについては現行の規約では必ずしも具体的に規定がございませんので、今回新たに追加して改定すべきではないかという議論をしております。

また、環境保全等につきましても、鳥獣保護、野生鳥獣の保護管理以外にも生物多様性の保全といった観点にも今回広げてはどうかという議論をしておりますし、また廃棄物の発生抑制等についても検討しておりますので、こういった点についても規約の改正の要否を今後検討していきたいと考えておりますが、基本的には今記載のような方針で今後法制的な観点からのチェックも含めながら検討を進めていきます。

スケジュールでございますけども、先ほど古川からも説明しました広域計画の最終案を1月にご報告いたす予定ではございますが、広域計画の今回の規約改正につきましても広域計画の改定と同時、並行的に議会のほうでもご審議いただく、また構成府県の議会のほうでもご審議いただくということを前提といたしまして、並行して進めるということで規約改正案につきましても1月にご報告し、その後2月から3月にかけて構成団体の議会で規約変更の議決を頂戴できればと考えております。

その後、総務大臣への許可申請等を進めてまいりたいと考えております。

私のほうから以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○委員長（吉田清一）　　どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの広域計画原案並びに規約改正につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら挙手をお願いします。

上島委員。

○上島一彦委員　　観光のことにつきまして、広域計画の10ページ、京都も今松村局長にお伺いしたら、アジアよりも欧米の旅行者が拡大しているということなんです、新しいインバウンド市場への対応として、2020年の東京オリンピック・パラリンピックがこのたび決まりましたので、これは3年間の広域計画なんです、2020年東京オリンピック・パラリンピックは7年後です。それに向けての準備期間としてこの広域計画の中で経済波及効果だとか、新しいインバウンド市場としての非常に大きな効果があると思います。

50年前に、昭和39年東京オリンピックがあったんですが、同時に新幹線が開通したりとかすごく経済成長発展に大きな効果があったわけなんです、東京首都圏だけではなく、東京オリンピック・パラリンピックの効果を、この関西に持っていくようにこれから準備をしていく、そして、2021年にはワールドマスターズゲームズもこちら関西で開催する、誘致をするというふうな予定もしておりますので、そういったスポーツイベント、国際マラソンのイベントなどをこちらで積極的に呼び込むであるだとか、あるいは私の地元でも、地元が箕面市なんです、大阪大学と提携してスポーツアスリートの協会拠点をつくられたりだとか、選手村の誘致等について関西で受け入れる素地は多いと思います。訪日外国人の半数は成田から東京に行きますが、半数は関西、それから京都、大阪、この関西におけるわけですし、こういったオリンピックをきっかけとした新しいインバウンド市場への展開、関西の魅力を発信していく、発信力を向上するという事で新しい要素としてオリンピック・パラリンピックを入れるべきだと思います。

○委員長（吉田清一）　　松村局長。

○広域観光・文化振興局長（松村明子）　　委員ご指摘のとおり、東京がオリンピック

2020年ということで、東京がスポーツなら本当に関西は日本の文化のルーツでもありますし、おもてなしも関西なくして考えられないということで、成田で入っていただいて、関空はアウトで出ていくような広域観光ルートであったり、またワールドマスターズゲームズに関西マスターズという形のものもしておりますので、関西の魅力、文化、観光、そして伝統、歴史を活かしたような形で、今回の広域計画には入れておりませんが、順次状況に応じて振興計画のほうにもまた取り入れていくようなことをしておりますので、また議会のほうのご意見もいただきながら2020年東京オリンピックに関西として何をすべきか、また検討してまいりたいと考えております。

○委員長（吉田清一） よろしいか。

○上島一彦委員 はい。

○委員長（吉田清一） ほかがございませんか。

前島委員。

○前島浩一委員 神戸の前島ですが、今広域計画の策定に当たっての計画原案を拝聴したわけですが、正直いいまして、この資料5の1ページ目にありますように今後の取組という中で、次期広域計画の策定に当たって以下のとおり意見を聴取という中に、総務常任委員会への報告があって、それでその後こういうスケジュールで構成府県市町村との意見交換も含めてやって、来年1月には広域計画案を策定したいと、こういうことであろうかと、スケジュール上は思うんですが、正直いいまして、今のご説明を聞いただけでこれが報告をしたという事実になるのかなと。

正直いいまして、もっともっと詳細にわたってこの原案についてご説明をいただく時間と検討の機会というのが必要ではないかなと。ただ単にご報告をされたというだけで、じゃこれで一旦持ってかえって構成府県市議会への報告ということと連動していくということが、果たして十分できるのかなということ、大変重要な広域計画でありますので、もう少し時間をとって議論をしていくべきではないかなということで、根本的なところの運営の仕方についての意見として申し上げますが、ご見解をお伺いしたいと思います。

○委員長（吉田清一） 古川次長。

○本部事務局次長（古川美信） 今の委員会の説明ということで、私どもといたしましては基本骨子、一番最初に基本骨子を説明し、それから今回中間案ということで説明いたしました。それで、この後11月の議会があります。それから、また総務常任委員会もこの後予定されてまして、引き続き場合によっては説明させていただいてご意見を賜るということで。必要があればいかようにも説明いたしますので、今回私どもとしては基本骨子から中間という形になりましたので説明させていただきました。これはもう一回目です。

○委員長（吉田清一） 中塚局長。

○本部事務局長（中塚則男） 委員長とも相談して、そういう説明なり、ディスカッション検討の時間の場の持ち方について至急検討させていただいて、1月確定までの間十分な時間と協議の場をとりたいと思います。

○広域連合長（井戸敏三） 今、前島委員がご発言いただきましたように、例えば神戸市議会のほうにも出向かせていただいて説明をするというようなこともあってもおかしくありませんので、この辺は十分方法論につきましてはご相談をさせていただき、対応したいと思っております。

○委員長（吉田清一） 前島委員。

○前島浩一委員 連合長から大変ご丁寧なご提案もいただきましたが、そこまでしてほしいということで申し上げてるわけではありません。私どもも代表して出てきておりますので、しっかりと議会にそのことを伝えていくのが仕事であろうとこう思っておるんです。

そういう中で、これは何もこの広域計画に限らないんですが、この後理事会等でも議論されますので、運営の仕方について。正直いいまして、連合委員会がいろいろご検討いただいて、特に広域計画はもう全般にわたっているわけですから大変重要な、関係者全員がかかわる問題でありますので、特に重要でありますけれど、ほかも含めて議会の存在というものについて本当に委員会の、連合長を初め、皆さん方に議会には本当にここをくまなく理解してもらったかなといういろんな形での手続をきちんと踏んで、その上に立って進めていただきたい。これを常に私は思っておるものですから、その点をご留意いただいて今後の運営に当たっていただきたいと。後でまた議長との議論の中でも申し上げたいと思っておりますけど、そんな思いをしております。

一つ、その点についてご留意いただきたいと思うわけであります。

○委員長（吉田清一） 連合長。

○広域連合長（井戸敏三） この総務常任委員会の前にも議長、副議長から執行部と議会とのあり方について、もっと意思疎通がきちんと図れるような対応をするように要請をいただいたばかりでもございます。

私どものほうも、委員会の前に議題を提示させていただくとともに、終わりましたらご説明をさせていただくような仕組みをきちっととらせていただいて、議会と執行部との意思疎通を図れるような運営に努めてまいりたいと考えております。

後ほど、理事会等でご議論いただくようでもございましたら、その結果も踏まえながら一致した情報のもとに、高い志で一つの関西としての発言をきちんとしていきたい、情報発信をしていきたいというのが広域連合の趣旨でございますから、それを実現できるように努力を続けていただきたいと思っております。

どうぞよろしくご指導をお願いしたいと思います。

○委員長（吉田清一） よろしいですか。この広域計画原案、今執行部と調整をしまして、より一層理解が深まるようにどのような検討方法があるか、話し合いを持ちたいと思っております。

吉川委員。

○吉川敏文委員 堺の吉川でございます。

ちょっと1点だけ、お尋ねしたいんですが、この関西観光・文化振興のところで、アジアの文化観光首都を目指しという表現をされております。関西広域連合が目指す将来像としてのアジアのハブ機能になる新首都・関西、これは日本の国内で東京の対極にある関西がそういう都市機能を目指すというのは理解できるんですが、このアジアの文化観光首都を目指すというのはちょっと理解しにくくて、例えば世界に発信したときに、文化というのは首都を決めるものではないと私は思っておるわけで、それぞれの成り立ちで育っていくものだと思うんですが、これを例えばアジアに発信したときに、アジアの文化観光の首都だ、文化の首都だと関西はいつてるということにならないのかなと、ちょっとひっかかったもので、そこのご説明いただいてよろしいでしょうか。

○委員長（吉田清一） 松村局長。

○広域観光・文化振興局長（松村明子） 首都としての言葉のとらえ方が、東京のようなあいう首都という形ではなくて、いわゆる歴史伝統文化のルーツである関西を面として、観光のポテンシャルの高い地域にしていこうというような形の思いでこの文化観光首都という形でつけておりますので、若干言葉のところでなかなかご理解ができにくいかもしれませんが、意味的には面的な関西として、関西を認知度を上げて関西を日本の観光の一番トップのリーダーとしてアジアから多くの方が来ていただけるような地域にしていこうという思いでつけておりますので、ちょっとその辺そういう形でご理解いただきたいと思います。

○委員長（吉田清一） 吉川委員。

○吉川敏文委員 思いはわかるんですが、例えばアジアの方々が関西がアジアの文化の首都だという表現をしたときにどう思われるのかなというのがひっかかりますので。こだわるわけではないので、意見としてお聞きください。

以上です。

○委員長（吉田清一） ほかがございますか。

藤井委員。

○藤井省三委員 鳥取県の藤井です。

28ページ、2番の最後の3行のところですけど、連携団体である奈良県、福井県及び三重県の広域連合への加入を促進し、このところですけども、奈良県について参加の必要性、そして奈良県の態度、そのことについてはよく理解しているつもりですが、福井県及び三重県について、これへの加入については今日まで働きかけをなされていますか。もし、そうであればどういう反応があったのかということと、今後将来この広域連合にさらに加入を促進していく計画があるのかどうか。

○委員長（吉田清一） 連合長。

○広域連合長（井戸敏三） ちょっと書き過ぎてるかもしれませんが。連携団体との連携を強化していくとは言えても、三重と福井には加入までは勧めておりませんが、一方で、例えば防災などは加入を勧められる余地はあるのかなということで、防災などについて入ってみたらどうだろうというようなことは言ったことがあります。ただ全般的な加入を両県について求めていく予定はありませんので、この辺は若干今申しましたような趣旨で書き直させていただきたいと思います。

適切なお指摘、ありがとうございました。

○委員長（吉田清一） 家森委員。

○家森茂樹委員 今の連合長のご回答なんですが、私は実はもう三重県まで歩いていけるぐらいの距離のところに住んでおまして、例えば地整局の丸ごと移管、これをやっぱり求めていこうという旗を上げてる以上、例えば熊野川であったり、それから今回の台風18号でも伊賀市にふった雨が木津川へ随分流入してきて、三川五流で非常に多くの水量になったという。この辺のこともありますので、それとうち、滋賀県、滋賀県ばかり申し上げて恐縮なんです。滋賀県の北部というのは、例えばこれからドクヘリであったりというのが京都と共有というよりも福井と共有の可能性も探れると。こんな状況にもありますので、やっぱり上げておいていただくぐらいはあえて下げてもらわなくても、上げて

おいていただくぐらいはええんではないかなと思うんですけど。

○委員長（吉田清一） 連合長。

○広域連合長（井戸敏三） 先ほどもちょっとお答えいたしましたように、防災ですとか、分野によっては連携だけではなくて強化をしないといけない分野はあると思いますので、そのような観点で触れさせていただければと思います。

このままですと全面的に加入という印象がございまして、その辺明確にさせていただいたらと考えております。

○委員長（吉田清一） ほかがございせんか。

中川委員。

○中川貴由委員 京都の中川です。

初めて参加しましたので、ちょっと過去の質問とかとかぶるかもしれませんがお許しいただきまして、まず、立派な計画をおつくりいただきましてありがとうございます。

広域連合というのは、最初からよく言われてたかと思うんですけど、屋上屋を重ねるようなことあってはいけないと。それで、例えば行政という区域を越えて発生するようなもの、災害ですとか、そういうのに非常に効果があるのかなと思うんですけど、例えば産業ですとか、文化ですとかそういったことで本来各府県がやっていること、やっている方針、それと関西広域連合のとる方針、さらに国家の方針ありますね。それぞれがどういう立ち位置なのかを一旦整理していただいて、それぞれが分野で関西というレベルでやるのが本当に一番効果的なんだと、そういった整理を一回していただけないかなと思うんです。

というのも、広域産業とか、農業とかそれから文化とか、京都府議会の中でもよく出てきましたけど、本当に広域でやるべきなのかと。この辺がよくわからないので、そういったことをしていただきたいと思うんですけどいかがでしょうか。

○委員長（吉田清一） 連合長。

○広域連合長（井戸敏三） きっと、整理はなかなか整合性を持って秩序立てるのは難しい面もあるのではないかと思います、一方で、広域連合が何をするのかということは基本的に明確にしておく必要があります。

広域連合が何をするのかという観点でいいますのは、府県を超える事務。府県を超える事務を広域連合としてどのように取り扱っていくかということが基本になりますので、例えば観光なんかですと府県を超える観光ルートだとか、観光振興をどうしていくのかというのが入りますし、それから例えば農業なんかになりますと、農業自身の振興はそれぞれの府県になるわけですけども、じゃ一緒に取り組まなければいけない、例えば対外戦略などどうしていくかというようなことは出てくる可能性がありますので、そういう府県を超える事務を広域連合は基本的には取り扱うので、府県の中で解決するような問題については調整以上のことはしないというのが基本原則でございまして、必要な場合にはそういう明確な基本姿勢を示していくということが重要なのではないかと認識しております。

○委員長（吉田清一） 中川委員。

○中川貴由委員 ありがとうございます。

府県と広域連合の立ち位置の違いというのはまずそういうことで、それはよくわかるんですが、国家と、国レベルのことというのもあると思うんですよね。例えば、ハブ機能な

んていうのは、都市間競争ではなくてもう国家の戦いになってるわけですよ。関西ということで関西をハブにしようとするに本当に意味があるのか、どっちが効果があるんだろうと、国という国策と一緒にやっぱり、そこの整合性もとっていただく、整合性とか違いを明確に出していただきたいなと思うんですけれども。

○委員長（吉田清一） 連合長。

○広域連合長（井戸敏三） 国の国策をうまく活用するという意味で国家戦略特区ですとか、国際戦略総合特区ですとかという提案なり、それから認定なりを受けております。ただ、国の政策は今度のオリンピックを見ましても東京中心ですから、東京中心をがえんずるわけにはいきませんので、そういう意味では関西は関西だという主張もしかるべくしていけないといけないのではないかというふうに思っております。その場合に、アジアは関西なんだということを、我々としては一つの基本方向にしていきたいという意味でこのような広域計画の趣旨をまとめさせていただいているものでございます。

○委員長（吉田清一） 中川委員。

○中川貴由委員 わかりました。では続きは具体的な施策のときにまた言わせていただきます。

○委員長（吉田清一） よろしいか。ほかはございませんか。

釜谷委員。

○釜谷研造委員 この広域連合の今の事務事業を見ておりますと7つなんですね。そのうち、えらい失礼ですけども、下のほうの試験、免許というのが一つの県が持つ、それで職員の研修でも一つ持つ。何か、ほかの項目と比べてかなり事務事業の内容が違うと思うんですね、量的にも。何かあてがい物のような感じで、えらい失礼なんですけども。何か、実はそういう感じがするわけなんです。

それから、広域として効果を上げていく事業、もっとこれあると思うんですね。例えば、福祉なら福祉とか、あるいは聖域ではない教育とか、あるいは警察関係の、そういうようなこともこの一つのテーマに上げてやっていく。それ、私は広域連合としてのほんまの成果を上げる、そういうことではないかと思うんですね。

それなので、今主なこの事業が例えば5つとして、2つはちょっと何か非常にウエートの低い、そういうものを今担当しておる。これを何か考えて、もっと前向きなものに広げていくべきではないかと、このように思うんですけれどもいかがでしょうか。

○委員長（吉田清一） 連合長。

○広域連合長（井戸敏三） おっしゃるようなレベルの差というのがあるんだと思うんです。それで、特に5つの事務は今まで関西全体として取り組んでこなかった事務、それを関西全体として取り組もうというそういう基本的な事務であらうと思います。

あと残っているのは、研修とか免許とかの事務は、従来各府県でやっていたんですけども関西全体で取り組んだほうが効率的だという意味で吸い上げた事務です。ですから、主として余り取り組んでなかった事務の5つと、それから効率性を考えた2つの事務というのが7つの事務の内訳になろうかと思えます。

25ページに事務の順次拡充ということで広域計画に書かせていただきましたように、統計ですとか行政委員会ですとか、あるいは公設の試験研究機関ですとか、こういうような事務は現に行っている事務なんでありますが、広域連合として統一的に取り扱ったらより

効率的で、より機能発揮ができるのではないかという意味でさらに研究していこうということにしております。

一方で、国道とか河川などのような事務になりますと、関西全体で本来取り組んでもいいのに取り組んでない事務ですので、5つの事務のようなアプローチをしていこうではないか。こんな形で取り組みの事務の拡充の基本方向としての課題だなという形で上げさせていただいたものでございます。

ご指摘いただいたように、取り組んでいる事務の性格が異なっております。その点を明瞭にしておりませんが、合同でやるほうが効率的な事務と、それから今まで余り取り組んでいなかったことに対して新たに取り組んでいこうとする関西の広域連合としての主体性を発揮していこうという事務と、2つの事務の性格があるということをご理解いただきたいと思っております。

○委員長（吉田清一） 釜谷委員。

○釜谷研造委員 ですから、原点に戻ってもっと効果が上がる項目はもっとないかということでもさらに研究を深めていって、量的にはあんまり格差のない例えば今言った福祉なら福祉についても、かなり広域やったらこれだけの効果が上がるというのがあると思っておりますので、特にそういう方面に力を入れていくのも考えていくべきであると。それは本当の協働の広域の効果であるというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○委員長（吉田清一） 連合長。

○広域連合長（井戸敏三） 今ご指摘いただきましたように、さらに今現在各府県でやっております事務の中で、広域連合として統一的に処理したほうがさらに効率的な事務処理ができる事務については、さらに検討を加えさせていただきたいと思っております。先ほど、例示として試験研究機関など挙げましたが、それだけではないというご指摘だろうと思っております。よく検討させていただきたいと思っております。

○委員長（吉田清一） ほかがございませんか。

安井委員。

○安井俊彦委員 今、この計画見せていただいて非常に事務方が大変苦勞されてるというのがよくわかりますし、私たちがいわゆる関西を愛して、関西が日本の一つの大きな奇抜点になっていくと、そういう関西人として関西を愛してる私たちがこういう連合をつくったと。恐らく日本で初めての非常にすばらしい試みだと思うんですよ。

その中で、国に対する立ち位置であるとかなんとかいうのは、これそごが出て当たり前なので、それをどう私たちが解決していくか、しかもそれをどう利用して関西が浮上するか、そういうことを考えるものであって、私のほうの前島議員から非常に的確な議会と当局のあり方とか今後の進め方、これなんかもこれ発足してまだ間もないわけですから、モデルもないし、私たちが模索してつくっていかないといけないという非常に大事な時期を私たちは今経過してると思うんです。

そういう意味では、そごを解決するとか、あるいはどういう形にするとかということについては、やっぱり関東というか、関東圏とのことも十分意識しながら連合長がいうようにできることから、みんなでやったほうがいいというものから手始めていくというそういう模索の中で、やっぱりもう一度その方向性というのかそういうものをみんなで研究していくということが、それは今やっつけてくださっているんでしょうけれども、特に関東圏、日

本全体の中でどういう位置づけで我々が団結するかということについての検討をさらに深めるべきだと思うんですが、その辺についてはどうお考えになっているのかちょっと聞かせていただきたいと思います。

○委員長（吉田清一） 連合長。

○広域連合長（井戸敏三） 関西広域連合の発足の原点は、関西で取り組んでいなかったことを、関西全体としてできていなかったことを広域事務として取り組もうというのがまず第一でありました。第2が国の権限・事務を移譲を受ける受け皿として機能させたい。今まで地方分権を叫んできましたけれども、国に対して要請をするだけで我々自身が受け皿などつくってきたことはなかったのですが、関西広域連合は初めて受け皿を自らがつくり上げたということでもあります。これが非常に大きな意義だったんだろうと思います。

国のほうからすると、それが意義だと認めてしまうとどんどん権限・事務を移譲しなくてはなくなる立場になりますので、なかなか認めたがらないのでありますが、これは認めさせていかななくてはならないのではないかと。

この2つの原点を十分に踏まえた上で、関東圏に対抗するというよりは関東圏も九州知事会などもまとまろうとしていますので、そういうブロックごとの広域的なまとまりと連携しながら、国に対峙していけるような動きができないだろうかということを目指しているのですが、まだ現時点では関東圏は余りそういう意識が乏しい。しかし、九州はかなりそのような意識がありますので、そのような動きを持つてるところと連携しながら関西広域連合単独でよりは仲間がいたほうが良いということになりますので、そのような動きを強化していくようにしていきたいなところ願っております。

それで、ご指摘のように原点にもう一度振り返りながら今後の方向を考えていくべきではないかという点は、先ほど釜谷委員からもご指摘いただいた点でありますので、この広域計画を策定する作業も通じながら、あるいは常に議会からのご指摘等も賜りながら検討を進めていきたい。そして、運動論に結びつけていきたい。このように考えております。

○委員長（吉田清一） 安井委員。

○安井俊彦委員 連合長がおっしゃった中で非常に大事な発言があったんですが、いわゆる各市各県でいろいろ意見の相違があったり、それから利害関係が生じる、例えば神戸と大阪の医療特区なんかそうなんですけれども、そういう意味における調整機能を果たしていきたいという発言が今あったわけなんですけれども、そのことは非常に大事な発言なので担保しておきたいと思うんです。

それと、もう一つは全体で考えていく今、試行過程、混乱の中でどんなものをつくり上げていくかという非常に大事な時期を私たちは今歩んでおりますので、そういう意味では当局を追及するんじゃなしに、ともに考えるという方向でやっぱり考えていかないといけないと思うんですが、ただ連合長がおっしゃった関東との中の連携にするのか、その辺は今後議会筋なんかと相談しながら、どういう立ち位置でいくかというようなことについてもやっぱり検討する必要があると思いますので、ひとつよろしくお願いをしたいと思います。

○委員長（吉田清一） それでよろしいか。

どうぞ、今江委員。

○今江政彦委員 滋賀県の今江でございます。

一番最後の27ページの、これはこれまでの課題でもございます基礎自治体や市町村との情報共有ということで、ここには市町村理解の醸成を図る「意見交換会」の定例開催ということで、これまでも市長会、町村会の代表の方とはいろんな話はされてきたと思うんですが、もう2期目を迎えて、やはり滋賀県でも首長さんというのは広域連合に対して冷ややかな目で見られている部分もございまして、具体的にこの3年間でこの市町村との意見交換会含めて、具体的に3年間でどこまでやろうというようなところを考えていらっしゃるのか、ちょっとその辺の事のお考えをお聞かせいただきたいと思うんですが。

○委員長（吉田清一） 連合長。

○広域連合長（井戸敏三） 最初は、広域連合の機能とか役割というのを全くご理解されてなかったうらみがありまして、何か市町村の事務をコントロールして、命令をするような機関になるんじゃないかみたいな誤解もあったんじゃないかと思うんですが、その辺の誤解はこのほぼ3年で溶けたのではないかと思います。

特に、事務移譲、出先機関の丸ごと移管をめぐりまして広域連合に移譲されたほうがいいのか、国の出先機関のままのほうがいいのかというのについての意見の違いが市町村の側からはかなり指摘をされてきているという現実に対しまして、いや私どもとしては、広域連合に丸ごと移管、事務を受けてもご心配のような点は基本的にありませんと。さらに、民主的な運営が保証されるし、市町村のご意見を、例えば公共事業の計画的な推進に当たっては十分お聞きした上で進めることができるという意味で、より市町村の意見の反映ができるような仕組みになりますよというようなことを説明をさせていただいてきたのが今でございます。

さらに、新しい国との協議の中で、市町村との関係はこういう関係にしていくことによって市町村の意見を十分吸い上げながら運営ができる、広域連合としての運営ができるということを、理解を深めていくことがこれから重要なことではないかというのが一つでございます。

もう一つは、やはり広域連合、府県を超える役割を果たしているわけでありますが、どんな役割を果たしているのかというのが十分に情報提供されていないうらみがありましたので、その情報提供をきちんとしていこうという意味で定例的な市長会との協議の場を設けようということにさせていただきました。

これなども通じながら、できるだけ議会からもちゃんと連絡せいとおしかりを頂戴しているわけでありますが、市町村にもそのような情報提供をできるだけ試みるようにさせていただきたいと思っているところでございます。

いずれにしても、市町村から信頼される広域連合でないと我々だけでは立っていきませんので、そのような意味で市町村に理解を求めていく努力をし続けていきたい、このように考えている次第でございます。

○委員長（吉田清一） よろしいですか。

ほかございませんか。

それでは、ほかに意見もないようでございます。

予定していた時間も近づいてまいりました。

それでは、本日の総務常任委員会、ここで閉会をいたしたいと思います。

なお、連合長から冒頭ご挨拶をいただきました。その要旨ができ上がりましたので配付いたしたいと思います。どうもありがとうございました。

午前11時41分閉会

関西広域連合議会委員会条例（平成23年関西広
域連合条例第14号）第28条第1項の規定により、
ここに署名する。

平成25年10月

総務常任委員会委員長 吉田清一